

令和 6 年度
足立区立入谷南中学校
PTA 規約



令和 6 年 4 月 26 日
足立区立入谷南中学校 PTA

東京都足立区入谷 1-24-1 (足立区立入谷南中学校内)

電話 03 (3897) 9919

入谷南中学校 PTA 規約

第一章 名称及び事務所

第1条 この会は、入谷南中学校 PTA と称し、事務所を足立区入谷 1 丁目 24 番地 1 号 足立区立入谷南中学校内に置く。

第二章 目的及び活動方針

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して生徒の健全な育成をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学校と家庭との関係を一層深め、協力し合う。
- (2) 会員の研修に努め、会員相互の親睦を深める。
- (3) 学校及び地域社会の教育環境の向上に努める。
- (4) 生徒の社会生活における健全な生活を育成する。

第4条 この会は、次の方針に従って活動する。

- (1) 会の運営は民主的に行い、また主体性をもって活動する。
- (2) この会の目的と一致する関係機関及び団体と協力する。
- (3) 特定の宗教や政党にかたよることなく、また営利を目的とする行為をしない。
- (4) 学校の人事および管理に干渉しない。

第三章 会員及び会費

第5条 この会の会員は、入谷南中学校に在籍する全生徒の保護者及び教職員とする。

第6条 この会は、一世帯につき年 3,200 円の会費とその他の収入をもって活動する。

第7条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 役員及び各種委員会

第8条 この会の役員は次の通りとする。

- (1) 会長 1名（保護者）
- (2) 副会長 若干名（教職員 1名を含む若干名 内 筆頭副会長 1名）
- (3) 書記 若干名（教職員 1名を含む）
- (4) 会計 若干名（教職員 1名を含む）
- (5) 会計監査 若干名（教職員 1名を含む）

第9条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括し、総会及び各種集会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務める。
- (3) 筆頭副会長は、運営委員会の円滑な運営にあたる。
- (4) 書記は、会務を記録し、保存し、通知等を行う。
- (5) 会計は、会の経理事務を行い、決算報告・予算提案を行う。
- (6) 会計監査は、会の経理事務を監査し総会に報告する。

第10条 役員の選出は、役員選考委員会が会員の中から役員候補者を推薦し総会で決定する。

役員選考委員は次のものによって構成する。

- (1) 運営委員会の互選により若干名を選出する。
- (2) 会長・退任役員が役員選考委員会の相談役となる。
- (3) 役員選考委員会は、その目的が達成されれば解散する。

第11条 この会には、次の委員会及び専門委員会を設置する。

- (1) 運営委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 卒業対策委員会
- (4) その他、必要に応じて臨時の委員会を設置できることとする。

設置については、運営委員会の承認を得て設置し、その目的が達成されれば解散する。

第12条 各委員会の構成は次の通りとする。

- (1) 運営委員会は、役員及び広報委員をもって構成する。
- (2) 広報委員会は、各学年の希望者をもって構成する。ただし、必要に応じて互選により委員長、副委員長、会計、書記などの役職をおく。
- (3) 卒業対策委員会は、3学年の希望者をもって構成する。ただし、必要に応じて互選により委員長、副委員長、会計、書記をおく。

第13条 運営委員会、各委員会の活動内容は、主として次の通りである。

- (1) 運営委員会は、この会の活動を活発にし、運営を円滑に進めるために、諸活動の連絡、調整、推進にあたる。
- (2) 広報委員会は、会の活動内容や会員相互の疎通をはかるため、新聞や機関紙等を発行する。
- (3) 卒業対策委員会は、卒業に向けての活動を学校、役員と協議しながら計画し、推進する。

第14条 各役員、委員の任期は1年とする。

ただし、再任は妨げないが本人の意思を最も尊重する。

第15条 この会には、顧問、相談役、特別相談役をおくことができる。

資格及び任期は次の通りとする。

- (1) 顧問は、会長歴任者とする。
- (2) 相談役は、役員を2年以上歴任したものとし、任期は2年とする。
ただし、任期満了後も生徒在籍の場合は、再任を妨げない。
- (3) 特別相談役は役員を歴任し、会長、校長が別に定める者とする。
任期は1年とし再任を妨げない。

第五章 総会

第16条 総会は、この会の最高の議決機関とし、会員の3分の1以上の出席をもって成立するものとする。

ただし、委任状出席を認める。

- (1) 総会は、年度初めに開き、次のことを審議する。
 - ①前年度の活動報告と決算報告の承認
 - ②前年度の会計監査の報告と承認
 - ③新役員の選出結果の報告と承認
 - ④規約の改正の承認
 - ⑤新年度の活動方針と予算の審議
- (2) 会員の3分の1以上の要求があるとき、又は緊急にしてかつ特に重要であると運営委員会が認めた時は、臨時の総会を開くものとする。

第六章 個人情報の取扱

第17条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得、利用、管理については『個人情報取扱方法』に定め、適正に運用する。

- (1) 目的
この個人情報取扱方法は、この会が取得・保有する個人情報の取扱いを定めることにより、この会の円滑な運営を図るとともに個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。
- (2) 指針
この会は個人情報に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮の個人情報は取り扱わないものとする。
- (3) 周知
個人情報の取扱方法は、総会資料などにより会員に周知する。
- (4) 利用目的
この会での個人情報の利用目的は、以下の通りとする。
 - ①会費請求、管理等のための連絡
 - ②文書等の送付
 - ③この会の役員・委員・会員名簿等の作成
- (5) 取得する個人情報の種類
この会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長に書面で提出された次の事項とする。
 - ・氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項
- (6) 同意の取り消し
会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情時により個別の事項又は全ての事項について、同意を取り消すことができる。
 - ・不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡することによってこれに替える。

- (7) 管理
個人情報、この会が適正に管理する。
・不要になった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。
- (8) 第三者提供の制限
この会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。
- ①法令に基づく場合
 - ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難の場合
 - ③公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進の為に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である時
 - ④国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより該当事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある時

第七章 規約改正

第18条 この規約の改正は、運営委員会の3分の2以上の賛成を得て役員会が発議し、総会に提案し、過半数の賛成を必要とする。

第八章 議決

第19条 議決および承認は、総会出席者の過半数によるものとする。

第九章 設立日

第20条 この会の設立日は、昭和61年6月7日とする。

第十章 細則

第1条 この会の運営に必要な細則は、規則に反しない限度において、運営委員会の議決を経て定めることができる。

第2条 会長・筆頭副会長を除く役員の数について過不足が生じた場合は、役員会で討議し運営委員会に図ることとする。

第3条 この会の慶弔規定は次の通りに定める。

- (1) 会員及び生徒死亡の場合
香典10,000円、献花を会としておく
- (2) 会員・生徒が疾病及びけがのため一ヶ月以上入院の場合
5,000円のお見舞い
- (3) 会員・生徒が火災その他の災害にあった場合
5,000円のお見舞い
- (4) その他必要に応じて、運営委員会で検討する

第4条 PTA 顕彰規定は次の通りに定める。

- (1) 学校、地域の活動に対して、功績顕著な個人生徒について、本部役員での査収の上、生徒への記念品贈呈を行う
- (2) PTA 連合会が適当と認める生徒について推薦を受け記念品贈呈を行う
- (3) この記念品は重複して受けられない。

第5条 生徒福祉費について次に定める。

- (1) 学校内行事における、救急用救護の飲料水及び消耗品
- (2) インフルエンザ等の感染症が流行しそうな季節に、教室にマスクを常備しておく。

附 則

- (1) この規約は、令和6年4月26日から実施する。

平成28年4月28日 一部改定

平成31年4月26日 一部改定

令和2年4月30日 一部改定

令和3年4月30日 一部改定

令和4年4月27日 一部改定

令和5年4月28日 一部改定

令和6年4月26日 一部改定

PTA 組織図

